

固形燃料化物売買契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	条	項	号	細目	タイトル		
1	固形燃料化物売買契約書(案)	2	第1条	3			総則	「…固形燃料化物の買取り及び固形燃料化物の石炭代替燃料等としての利用を確保するものとする。」とありますが、「確保するものとする」かと存じます。ご確認願います。	ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。
2	固形燃料化物売買契約書(案)	4	第9条	2			固形燃料化物の有効利用	固形燃料化物の利用状況の報告について、「発注者が定める様式及び内容」、「発注者からの要請頻度」をご教示願います。	現時点で様式及び内容は未定です。また、要請頻度は第9条第2項に記載の通り月1回になります。
3	固形燃料化物売買契約書(案)	5	第13条	1	(2)		免責事項	「発注者の管理に基づく契約不適合」とは、発注者の責めに帰すべき事由による契約不適合と理解すればよろしいでしょうか。	ご指摘の内容は第3号に規定しており、第2号は第10条の除外事由を規定したものです。明確化するため、「維持管理・運営契約に基づき発注者が脱水汚泥の性状等により責任を負う場合」に修正します。
4	固形燃料化物売買契約書(案)	5	第13条				免責事項	固形燃料化物製造後、買受、引渡までの間に当事者の責めに帰さない事由により固形燃料化物が滅失又は毀損した場合の危険負担の条項がないように思います。この場合は、第13条1号の「その他不可抗力」に含まれ、発注者は免責される一方、受注者の代金支払債務は残るとの理解で宜しいでしょうか。	固形燃料化物は受注者の搬出車両に積み込んだ時点で引渡し・所有権移転がなされるものであり(第6条)、それより前に滅失・毀損した場合については売買は成立せず、受注者の代金債務は発生しません。もっとも、受注者が故意又は過失により滅失・毀損させた場合には、第12条により損害賠償責任を負うこととなります。なお、第13条は受注者を免責する規定です。
5	固形燃料化物売買契約書(案)	5	第14条				危険負担	本条については、本取引に関して、受注者の従事者等に生じた損害については、第13条で免責される場合を除き、すべて受注者が当該損害を負担しなければならない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	固形燃料化物売買契約書(案)	5	第16条				契約内容の変更等	本条が適用のうえ売買単価が見直される場合、第5条第2項但書は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	第5条第2項但書は適用されます。
7	固形燃料化物売買契約書(案)	6	第17条	1	(4)		発注者の解除権	本条における解除は無催告解除となっておりますので、第4号に該当する事象は、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものは除かれる、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	固形燃料化物売買契約書(案)	6	第18条	1	(3)		暴力団等関与に対する発注者の解除権	「構成員」とございますが、「構成員等」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、No.9の回答を踏まえて「暴力団員等」に修正します。
9	固形燃料化物売買契約書(案)	6	第18条	1			暴力団等関与に対する発注者の解除権	本条において、「構成員」という用語が使用されておりますが、本事業において、構成員は別の用語としても使用されますので、維持管理・運営委託契約と同様に「暴力団員等」として変更いただけないでしょうか。	固形燃料化物売買契約書(案)を修正します。また、本件においては受注者はSPCですので、1項の「受注者」は括弧書きを削除した上で「受注者又はその構成員」に、第1号の括弧書きの中については「(受注者又はその構成員の役員又はその支店若しくは営業所…)」に修正します。

## 固形燃料化物売買契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	条	項	号	細目	タイトル		
10	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	7	第19条				談合その他の不正 行為の場合の解除 権	「発注者は、受注者又は受注者の使用人が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。」とあります。この「受注者」は第18条同様に「受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。」を意味するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、No.9の回答に合わせて本条も修正します。
11	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	0	別記					ページ数が「0」となっておりますが、誤植ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。